

第1回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会

日時 平成28年8月11日（木・祝）

13:00～14:30

場所 ホテル京阪京都 2階 光林

出席委員等（○印は議事録署名人）

永田座長

○武田委員

○高月委員

中杉委員

松島委員

氏家委員

I 開会

○（大山環境森林部長から挨拶）

○（県）本日が第1回目の検討会となるので、まず初めに当検討会の座長の選任を行う。設置要綱に基づき、委員の互選ということであるが、事務局としては、座長は永田先生にお願いしてはどうかと考えているが、いかがか。

○（委員）異議なし。

○（県）次に、資料として配布してある設置要綱に沿って、当検討会設置の趣旨等を事務局から説明する。まず、名称、目的、任務について、検討会の名称は今言ったとおりで、目的については第1条で定めている。豊島中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設等の撤去等に関する検討のため、豊島廃棄物等管理委員会の内部組織として設置するものである。任務は第2条で規定している。検討会は、管理委員会設置要綱第2条に規定する所掌事務「（4）中間処理施設及び豊島内施設の運転及び管理状況の確認並びに施設撤去に係る計画の策定及び変更」「（11）各種マニュアルの作成及び変更」「（12）その他必要な事項」のうち、次の各号に掲げる事項について、指導、助言、及び評価等を行い、管理委員会に答申することになっている。（1）豊島中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設等の撤去に関する事項。（2）直島中間処理施設を含めた施設内残留廃棄物等の除去・除染・処理等に関する事項。（3）上記に関する各種マニュアル（案）等の作成及び変更。（4）その他必要な事項、ということである。

引き続き、検討会の組織については別表のとおり、6名でメンバーを構成してい

る。早稲田大学名誉教授、永田勝也様。京都大学名誉教授、武田信生様。京エコロジーセンター館長、京都大学名誉教授、高月紘様。国立研究開発法人国立環境研究所、環境リスク・健康研究センター客員研究員、中杉修身様。香川大学工学部安全システム建設工学科教授、松島学様。労働衛生コンサルタント、医学博士、氏家睦夫様。どうぞよろしく願います。以降の会の進行については永田座長に願います。

II 議事録署名人の指名

○（座長）場所がいつもの場所と違うので、何となく新鮮な感じもするが、よろしく願います。昔、第1回の技術検討委員会を京都でやったことを思い出しながら、こちらに来た。

まず、第1回のこの検討会の議事録署名人は武田先生と高月先生に願いたいと考えている。よろしく願います。

III 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（住民会議）お礼が一言と願いが一つある。

1997年8月7日、第1回技術検討委員会がセンチュリーホテルで開かれた。あれから19年、今日、同じ京都で施設撤去等に関する検討会が始まることは、誠に感慨深いものがある。豊島を元の姿に戻すことを確認して、この間、技術的検討をいただいた委員の先生方に、豊島住民は心から感謝している。

施設等の検討が始まるが、中間保管・梱包施設を撤去すると、現場全体を展望できるところがなくなることから、2001年に見学のため整備された展望場所を住民のほうで再整備しようと考えている。そのため、撤去工事の最初のところで、県が設置した展望台の撤去等の検討を願いたいと思っている。

○（座長）今の話にコメントはあるか。

○（県）今回願うところは、後ほど資料で説明するが、まずは豊島の中間保管・梱包施設と特殊前処理物処理施設、それから、直島の中間処理施設に関する撤去等について審議してもらおうところである。先ほど住民会議のほうからあった撤去の順番については、管理委員会等も含めて、今後どうしていくのかというのは考えていく中で、審議してもらったり、県のほうでも考えたりしたいと思う。

○（座長）住民会議側の展望台設置計画はもうまとまっているのか。

○（住民会議）環境省のほうに相談に行き、今はコマツナギ（マメ科）でジャングルみ

たいになっている階段を元のとおりに整理する。かつては松や杉で階段をつくっていたが、シロアリでやられてしまっており、同じことをやれば同じことになるので、現場から出てくる岩石を洗浄したものでつくれば、非常にいいのではないかと考えている。環境省のほうからも、場内から出てきたものを洗浄処理して、それを階段などに使っていくのだったらいいのではないかとされている。

○（座長） そうなのか。もしあれだったら、そちらからこの検討会に、その関連の資料みたいなものを出してみてもらえないか。

○（住民会議） 分かった。こういう形で整備するというものを出す。

○（座長） 今回、具体的に展望台に上がっていく部分のところの撤去の話は、議題には挙げられていない。あるいは、考慮対象に入っていないのだが、それは時期の問題がいろいろあるのかもしれない。これを検討している間に出てきそうな話だったら、合わせて検討していくこともできるかなと、私自身は思っているので、具体的な話を聞かせてほしい。

○（住民会議） 分かった。

○（座長） それでは、手元にある議題の順序に合わせて審議を進めていく。

IV 審議・報告事項

1. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針（案）【資料Ⅱ－1】

○（県） 資料Ⅱ－1 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針（案）である。前文にあるとおり、豊島廃棄物処理事業については、共創の理念で実施をしている。今回お願いする撤去等についても、この理念のもとに、これまでの本事業における姿勢を踏襲し、以下の7つの項目に従って実施したいと考えている。

1 番目は、周辺環境の保全で、撤去等の作業において生じる、排気、排水、騒音、振動、悪臭、廃棄物等による影響を防止するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、周辺環境の保全を図りたいと考えている。

2 番目は、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保で、廃棄物やばい煙による汚染状況の測定・確認や作業環境測定に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定して、作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期したいと考えている。

3 番目は、撤去等の工程全体におけるBAT（Best Available Techniques）の適用である。

4番目は、施設の解体に先立つ付着物の除去・除染の徹底ということで、汚染状況の測定・確認に基づき、十分な除去・除染を実施したいと考えている。

5番目は、除染等廃棄物の中間処理施設を活用した安全な処理の実施ということで、付着物を除去・除染作業をしたときに生じる廃棄物については、原則として中間処理施設を活用し、安全な処理を実施したいと考えている。

6番目は、施設撤去廃棄物等の有効利用の実現で、施設の解体撤去に伴い発生する廃棄物や有価物については、資源化を原則として、現場で分別した上で有効利用を図りたいと考えている。

7番目は、関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現ということで、的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じて、より一層の理解と信頼を得たいと考えている。

以上7つの基本方針に則って、今後の事業を進めたいと考えている。

○（座長）後から見直してみると、先ほど説明のあった設置要綱で、施設内残留廃棄物等という言葉が使われている。こちらの基本方針のほうでは、どちらかというところ、それに対応するような言葉が除染等廃棄物になるのか。

○（県）付着物や、除染等廃棄物になってくると思う。

○（座長）付着物というのは何か。

○（県）付着物等というのは、次の資料のところの言葉の定義、1の（2）のところにある。

○（座長）付着したものを除去したものが、除染等廃棄物になるのか。

○（県）はい。除去等廃棄物になる。付着物なり、そういったものが、要綱にある残留物ということになると思う。

○（座長）何か、似たような内容で同じような言葉を使っていたり、若干、施設内残留廃棄物のほうが、範囲が広いのかなという印象は持つが、では、これ以外には何かあるのかと聞かれると難しいのかもしれない。

この設置要綱を改定するというのは、またちょっと面倒な作業になってしまうので、このままにしておくが、例えば、引き続いて、第41回管理委員会で議論したフォローアップ委員会（仮）に変わっていくときには、また設置要綱等を見直してもらってもいいのかなと思うので、考えておいてほしい。

○（県） 了解した。

○（座長） これまでもそうであったように、豊島事業の最後を締めるにあたっての施設の撤去、その後でまた先ほどの話にあった原状回復みたいな形の議論もあるかとは思いますが、そうした対応においても、基本的な方針はこれまで行ってきたような姿勢で対応していくということで、きちんとまとめさせてもらっている。これに則った形でいろいろなことをやっていくという原則論を示してもらって、それをいろいろなところに反映させていきたいと思っている。よろしく願います。

2. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画（案）【資料Ⅱ－2】

○（県） それでは、次第の2 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画（案）と3 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基準及びガイドラインを併せて説明する。

まず、資料Ⅱ－2 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画（案）だが、こちらについては、先ほど説明した基本方針に従い、豊島中間保管・梱包施設等の撤去等の基本となる事項について計画をするものである。

まず、1 番目に用語の定義ということで、（1）から（12）までの用語を定義しようと考えている。

（1）の「豊島中間保管・梱包施設等」というのは、豊島の中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設、それと直島の中間処理施設である。

（2）「付着物」は、設備等に付着または堆積した豊島廃棄物等及びその燃焼に伴って発生するばい煙をいう。

（3）（4）、除去と除染という言葉の使い分けをしようと思っている。まず、除去については、簡単な作業等により、付着物を除去すること。「除染」については、設備等を非汚染物とすることを目的に、振動工具等を用いたはつりや高圧水を用いた洗浄作業により、汚染の程度を下げることをいう。

（5）「撤去等」については、付着物の除去・除染及び解体撤去等を指す。

（6）「除染等廃棄物」については、付着物の除去・除染作業によって生じた廃棄物を指す。

（7）「施設撤去廃棄物等」は、施設の解体撤去に伴い発生する廃棄物や有価物を指す。

（8）「設備等」は、設備、装置、機器並びに建築構造物などを指す。

（9）「汚染状況」は、汚染の程度を指す。

（10）「作業区域」は、豊島廃棄物等の処理の作業を実施している区域を指す。

（11）「周辺環境モニタリング」については、撤去等の実施前、実施期間中、実施

後に当該施設と施設外の境界部分等において行う環境調査を指す。

最後に、(12)「環境保全対策」は、撤去等の作業によって生じる排気、排水などによる影響を防止するための措置などを講じることを指す。

続いて2番、撤去等の対象施設の範囲と概要で、撤去等の対象施設については、中間保管・梱包施設と特殊前処理物処理施設、それから、直島の中間処理施設とする。ただし、直島の中間処理施設については、有効活用を検討している。その該当設備については、付着物の除去・除染のみを実施したいと考えている。表1と表2については、それぞれの施設の概要である。

3番は、撤去等の手順と工程である。表3のとおり、順序(1)から(18)までありますが、これが時系列にだいたい即していると考えてほしい。

まず最初に、撤去等の実施前の周辺環境モニタリングを実施する。その後、設備等の分類区分、これは表6にあるが、こちらにより作業従事者の安全確保を実施したいと考えている。それから、除去作業のための環境保全対策を実施したのち、除去作業に入る。(5)だが、除去作業が終わった後、設備等の分類区分に応じた汚染状況の測定と確認を行う。その汚染状況の判断基準に基づき、付着物の除染作業のための環境保全対策を実施する。その後、付着物の除染作業を実施する。(8)だが、除去・除染作業中についての作業環境の測定、それから周辺環境モニタリングを実施する。(9)だが、除染作業が終わった後、除染完了の判断基準に基づき、除染完了の測定・確認を実施する。(10)については、少し誤りがあり、除染等廃棄物の中間処理施設等になっているが、この「等」については消してほしい。中間処理施設での処理の実施である。それから、(11)は特別管理産業廃棄物の判定基準の検査と書いているが、「判定基準による検査の実施」である。(12)、次は解体撤去に入るので、こちらの環境保全対策を実施する。除染の程度に応じた設備等の解体・分別作業を実施して、終わったのち、除染完了の判断基準や分別の判断基準に基づく施設撤去廃棄物等の輸送・運搬・払出しを実施する。分別の判断基準に基づき、中間処理施設で処理できる分は除染等廃棄物も処理するが、最後、どうしても残る部分があるので、そちらについては、除染等廃棄物が残ってしまうので、輸送と運搬・払出しを実施する。それから(16)だが、撤去等の実施後に環境モニタリングを実施する。(17)は、撤去について、専門家の先生方に確認をお願いしたいと考えている。(18)は、作業全般を通じた情報公開を実施したいと考えている。以上がだいたいの流れになっている。

続いて、4番の撤去等の期間だが、一部漏れているところがあるので、これはのちほど基本計画を改定するときに、きちんと書きたいと思っている。まず1段落目が豊島について期間を書こうとしているが、まだ廃棄物の撤去が終わっていないので、ここは〇月頃という書き方にしている。それから、中間処理施設については有効活用を検討しているので、除染期間を書いている。漏れているのは、直島のほうの撤去する施設についての撤去期間が書いていないので、これについては、また次回までには直

すようにいたしたい。

5番、撤去等の実施にあたり、管理の体制ということで、当然、撤去等は県が行うものなので、県は私ども廃棄物対策課において、発注方法も含め、必要となる作業、工程、スケジュール等の検討を行い、作業内容を立案する。また、実施する際には、総括監督員や主任監督員などを置き、作業全般について監督する。もちろん、こちらの当検討会や管理委員会の指導助言を受けるのは、当然である。

6番、付着物の除去・除染作業の実施ということで、汚染状況に応じまして適切な方法を採用したいと考えている。具体的な内容については、別途ガイドラインやマニュアルで定めたいと考えている。

7番、全般に防護具と書いているのは、保護具の誤りである。付着物の除去・除染作業時の保護具等ということで、こちらについても、汚染状況に応じて適切な保護具等を着用するというので、具体的な内容については、別途マニュアルやガイドラインで定めたいと考えている。

8番、除染等廃棄物の中間処理施設を活用した処理だが、先ほど説明したとおり、原則としては中間処理施設を活用したいと考えている。なお、中間処理施設の稼働停止後にどうしても生じてしまう除染等廃棄物については、適切に処理委託したいと考えている。

それから、9番の施設撤去廃棄物等の適正処分であるが、施設撤去廃棄物等は、まず資源化を優先したいと考えており、これを原則とする。あと、関係法令については、当然遵守して、あらかじめ解体・分別作業を実施した上で、有価物としての売却、あるいは適正な委託処理を行うものとする。

10番、施設撤去廃棄物等の分類区分とその後の取り扱いということで、施設撤去廃棄物等については、次のページに出てくるのだが、表4の分類区分に基づき、その後の取り扱いを決定したいと考えている。具体的な取り扱いについては、別途定める。分類区分にあたっては、またこれも次のページになるが、判断基準を用いることにして、具体的な内容については別途定めたいと考えている。なお、耐火物や、バグフィルタのろ布、活性炭等については、これまでも産廃として出しているのので、表を用いることなく、産廃として適正な委託処理を行うものとしたと考えている。表4が分類区分であり、非汚染物と汚染物にまず大きく分ける。非汚染物については、そのまま非汚染物がAで、除染等をしたものによって非汚染物になったものをBとしている。それから、除染作業を行ってもなお汚れているものについてはCということで、汚染物という扱いにしたいと考えている。それから、分類するための判断基準として大きく2つあり、汚染状況の判断基準ということで、こちらは、汚染の程度を判断するための基準を設けたいと考えている。除染完了の判断基準ということで、汚染の有無を判断するための基準であるが、これは、既に私どもの事業を進めている特殊前処理物の洗浄完了判定マニュアルがあるので、こちらを参考にしてつくっていきたいと

考えている。

1 1 番、輸送と運搬だが、汚染の程度を測定して、関係法令を遵守して輸送を行いたいと思っている。なお、可能な限り、公道は使用しない経路を選定したいと思っている。

1 2 番の環境保全対策・周辺環境モニタリング及び作業環境測定の実施については、除去・除染作業及び解体撤去においては、当然、環境保全対策を実施する。作業の実施前、実施期間中、実施の後に、周辺環境モニタリング調査を実施するとともに、これで周辺環境への影響を評価したいと思っている。また、除去・除染作業中には、作業環境を測定し、これらの具体的な内容については、別途また定めたいと考えている。

1 3 番、解体撤去の確認の実施ということで、撤去の状況については、写真で記録することにして、委員の先生や技術アドバイザーによる完了の確認を得るようにしたいと思っている。

1 4 番の情報の収集、整理、公開だが、作業の状況については、先ほど写真と言ったが、文書や写真等で記録に残し、また、インターネット等を通じた的確・迅速な情報の提供を行う。それから、関係者との意見聴取や立ち会い等を通じたコミュニケーションの実施により、一層の理解と信頼を得るものとして、具体的な内容については、別途定めたいと考えている。

5 ページ目、図 1 が一連の作業のフロー図になっており、先ほど説明した表 3 を簡単にフローにしたものになっている。こちらの表にある (2) とか (4) というのが、表 3 の順序の番号に相当している。まず一番上は、設備等の分類区分により、作業従事者の安全の確保を実施したのち、それぞれの区分が非作業区域だったり、作業区域の区分 1 だったり、区分 2、3 というふうなことである。区分については、のちほど説明する。それから、付着物の除去作業を全区域で行い、非作業区域や作業区域区分 1 については、そこできれいになったということで、非汚染物扱いとする。区分の 2、3 については、下に行き、作業の設備等の分類区分に応じた汚染状況の測定・確認を実施して、その結果がよければ非汚染物、悪ければ、汚染レベルを 1 から 3 に評価して、それぞれの状況に応じた除染作業を実施したいと考えている。除染をした後は、除染完了の測定・確認をして、よければ非汚染物になり、基準を超過していれば、もう一度、除染作業をする。そういった作業を繰り返して、最終的には非汚染物、汚染物というふうに分けたいと考えている。なお、右端の黒い矢印については、除去作業、除染作業により出てくる廃棄物、除染等廃棄物の流れを指している。非汚染物の A、B や汚染物 C というのは、先ほど説明した表 4 の A、B、C に対応するものである。それから、払出しについては、除染完了の判断基準や分別の判断基準に基づく輸送・運搬・払出しの実施ということである。

次のページは別紙 2 ということで、表 6 は設備等の分類区分で、まず大きくは作業区域と非作業区域の 2 つに分けている。作業区域については、区分 1、2、3 という

ことで、区分を分けている。非作業区域については、主に事務室などを想定しており、こちらについては、豊島産業廃棄物は扱っていないので、汚染されていないと考えている。区分1については、豊島廃棄物が接していない設備ということで、給水設備や、電気・計装設備を想定しており、直接付着はしていないので、汚染されていない可能性が非常に高いだろうと考えている。区分2は、熱処理物、ばい煙とかそういったものが接した設備ということですので、スラグのラインや、焼却・熔融炉を想定しているが、こちらについては、ダイオキシン類や鉛による汚染の可能性があると考えている。区分3はそれ以外のもので、豊島廃棄物等が接した設備ということなので、こちらについては、ダイオキシン類やPCB、鉛による汚染の可能性が高いと考えている。以上が基本計画になる。

3. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基準及びガイドライン（素案）

【資料Ⅱ－3】

- （県）豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基準及びガイドラインの素案ということで、先ほどの基本計画の中で、別途定めるという言葉をたびたび使ってきたが、最終的にはこの検討会でマニュアルまで作るということで考えている。しかし、基本計画の別途定めうちの基準なりガイドラインというのは、ここの、基準の項目なり、ガイドラインの項目というものを網羅した、ないしは別々に作るようなものを今のところ考えているが、まだここを策定するには至っていないので、本日は、大きな考え方だけで進めさせてもらう。
- （委員）最初に要綱で対象施設等の説明を聞いてほしい分かったのだが、具体的に施設等と言っているときに、どこまで考えているかというのを少し確認しておきたい。例えば、豊島の中間保管・梱包施設のところで、構造物でない運搬車は施設に入るのか入らないのか。あれも、ある意味では何かの形でタイヤ等の除染をしなければいけないということになるだろう。
もう一つは、特前物なんかを一時保管しているドラム缶等は施設なのか、施設でないのか。敷き鉄板などを使ったりしているのは、どうなのだろうか。そういうのは、細かい話だが、整理をしておいたほうが良いのかなと思った。
- （県）基本的には、施設と設備ということなので、どういうふうにしようかなというのはあるが、委員から指摘のあったドラム缶等については、いずれにしろどこかでは考えないといけない話なので、ここでやるのがいいのかも含めて、また考えていきたいと思う。

- （座長）それから、さっきのコンテナや輸送トラック、敷き鉄板の話はどうなのか。
- （県）敷き鉄板の話も含めて、当初は別々と思っていたのだが、やはり一体的に考えるほうが合理的だということであれば、この中で考えていきたいと思っているが、ちょっとまだそこまでの整理ができていない。
- （委員）除染等の廃棄物というのは、たぶんそういうところからも出てくる可能性があるもので、それを中間処理施設とは別にとということになると、別に考えないといけなくなる。少しこのへんの整理が必要かなと思った。
- もう一つは、そういうことで考えていくと、原則をいうと、除染等をやったものが中間処理施設にて処理をするということになるので、除いたものがある。
- 場合によっては、ほかのところでもやったケースだが、PCBを保管していたドラム缶を炉の中に放り込んで、熱をかけて処理をした後で拭き取り検査をして、熱をかけて分解をしてしまうという方法できれいになったか、ということをやっている。そういう方法もあるので、そのへんはどのように考えるのか。
- 手順が、除染した廃棄物をやるのか、そのへんの細かいところ、面倒なことができるかなと思う。少し検討してほしいと思う。
- （座長）分かった。豊島サイドのほうを中心とした話で、ここで今考えている施設を撤去する。その際に、付随的に除去・撤去のたぐいになってくるのだろうか、そういうものを挙げておいて、もしかしたらその後に残る地下水対策との関連で、何か残しておかなければいけないものも出てくるのかもしれないなと思っている。廃棄物の処理が終わる段階のところでもう一度、今簡単に表1のような形でざっくりした整理がしてあるが、これにどんなものが付随的には出てくるのかということを整理して、詳細な表をつくっておいてみてほしい。
- ドラム缶のたぐいだとか何とかいうのは、ちょっと印象があれなのだが、直接直島のほうで処理していたことにはなる。除染の後の話でそういうのも合わせて対応していくことになっていくのだったら、そういうものもきちんと入れておくこと。あと、あそこで使っているものの中に県の持ち物ではないものはあるのか。
- （県）はい、ある。
- （座長）コンテナトラックもそうだろうし、それから、建機のたぐいがあったりする。そういうものもどういう形で対応していったらいいのか。持ち主のほうの意向もきちんと聞かなければいけないだろうし、それは県との間の話し合いになるのだろうが、そのへんのところもきちんと整理しておいてもらうということで良いか。

イメージとしては、そういうものも入ってくるかもしれないという形で考えておいてほしいということだと思う。

○（県）はい、分かった。

○（委員）資料Ⅱ－１の（１１）の周辺環境モニタリングだが、この中で、当該施設と施設外の境界部分等においてと書いてある。当該施設というのは何なのかというのを明確にしておいたほうがいいと思う。

中間保管・梱包施設、あるいは特殊前処理物処理施設をここで言う、当該施設というのか、それとも豊島の施設全体を当該施設というのか、ちょっとそのへんが、施設外との境界部分という議論をすると、細かいところで議論が出る。

聞くと、豊島の施設の全体を当該施設と呼ぶのであれば、周辺環境モニタリングという、今も環境計測をやっている。あれとどういう位置付けにするのかということも少し検討していったらいいかと思う。用語の使い方も含めて、整理をしてほしい。

○（座長）イメージ的に、私が少し分かりづらいなと思ったのは、施設外の境界部分というの、具体的にはどんなところを指しているのか。

○（県）これまでは、敷地の境界とか海岸線の辺りである。

○（座長）それは前からやっていたけれど、施設外の境界部分と書いてあるが、これは、イメージ的には、また何かそれとは違うような気がする。

○（県）中杉先生の話にもあったので、ここの表記については、きちんと整理して書きたいと思う。

○（座長）後のほうで、環境モニタリングという言葉を使って、それはまた定義を具体的にはしているというようなニュアンスの文章がどこかにあった。

○（県）４ページ目の１２番である。

○（座長）ああ、４ページ目の１２番か。周辺の環境モニタリングには違いないので、形容詞的な言葉を使いながら同じ言葉を使うのか、あるいは、従来の環境モニタリングとは内容が違う、測定点が違うということで何か別の用語にするのか。それから、では、どこの地点で何を計測するのかというのは、きちんと整理できるはずだと思う。それぞれきつと、扱う、対象とする施設ごとによって変わってくる可能性があるわけだろう。

- （県） はい。
- （座長） そういうのも含め、作業の内容について変わってくるかもしれないし、途中と最後では違うかもしれないということもあるので、そのへんをきちんと整理して、それで名前を変えたほうがいいのかというのであれば、その名前を考えてほしい。原則は名前を変えてもらったほうが早いかもしれないが、それを考慮して対応してほしい。そしてもう少し詳細な計測計画を出してほしい。
- （県） 分かった。この後作るガイドラインやマニュアルなどを眺みながら、用語についてはいろいろと考えていきたいと思う。
- （座長） はい、分かった。
- （委員） 表3の11番の、特管産廃の判定基準による検査ということだが、特管産廃だと、廃棄物の対象がある程度限定されるのではないか。こういう言葉を使うと、全部が当てはまらないのではないかという感じがするので、特別管理産廃の判定基準に準じた検査か何かにしておいたほうがいいのかという感じがする。
- （座長） ああ、そうなのか。はい。
- （県） ここのポジションも含めて少し考えたいと思っており、こちらは、除染等廃棄物が実際、普通の廃棄物なのか、特管産廃なのかというのを見たい。その上で、特管だったら特管の処理をするし、そうでなければ普通の産廃処理をするという意味合いで書こうと思ったものである。
- （委員） 廃掃法上の特管産廃でやろうとすると、いわゆる溶出試験等があつて、粉砕して処理をするというようなことになるので、それによる判定基準ということになると、ここで考えているものと少し違ってくるのではないか。それ「による」という言葉を使ってしまうと、問題があるような感じがする。
- （座長） なるほど、分かった。

今のこの位置が適切かどうか、何を言っているのかというのがあるので、これはもう少しきちんと整理してほしい。それから、事前の部分はこう、除染作業をやっている作業の部分はこの3つとかカテゴリー化して、もう少し分かりやすく表を作ったほうが良い。そういうふうにしてもらいながら、今のような点にも注意して記載してもらおう。

それから、具体的に基準等がはっきり分かってくれば、また内容が何を言っていることなのかというのが見えてくると思うが、それが不明の段階のときには、もう少し書いておいたほうがいいのかもしいかなので、考えておいてほしい。

- （委員）外に出して処理をするときに、特管産廃の、廃掃法上のものでやるという考えだから、そこをそういうふうに書いているというふうに私も誤解した。
- （県）そういうことである。
- （委員）それであれば、少しこのへんをはっきり書いてほしい。
- （座長）ここに、先ほども少し口頭で言っていた、中間処理施設が稼働をやめた後の話だということであれば、それをきちんと入れておけば分かるのかなと思う。
- （県）少しここは書き方が足りなかったなと反省している。
- （座長）だから、もう一つ、これをカテゴライズするための欄を設けて、内容ももう少し文章的な形になってしまっても構わないのでそこにきちんと書いておく。項目的な書き方ではなくて、説明的な文章にしてもらって、もう少し分かりやすくしてほしい。
- （委員）少し細かい話だが、5ページ目の別紙1の中に、その前に、非汚染物と汚染物と分けているのは結構だと思うが、別紙1の非汚染物、汚染物という中に汚染レベル1から3というのが出てくるのだが、これは後ほどまた議論することになるのか。
- （県）はい。こちらについては、このフロー図に書いているのだが、今後決めていきたいと考えており、どれが1とはか3とかいうのは、まだ決められていない。
- （委員）そういうことか。
- （県）これについては、後ほど資料Ⅱ-4の調査を受けて、こういったものを考えていきたいと考えている。
- （座長）具体的には、氏家先生が専門にされているような、作業環境に関する形で出てくる可能性が高いのか。

- （県）氏家先生のほうの所管の保護具を汚染レベルに応じてどうするのかということも当然あるし、除染の方法も、汚染レベルが高ければ、どういうふうにしていくかということも絡んでくると思う。これについては、後ほどの事前調査のところである程度データが出れば、どういうふうにしていくかというのは決めていきたいと思っている。
- （委員）そういうことか。はい、分かった。ではまだ、という段階か。
- （座長）今出てきた話の関係で、作業者の安全の、作業前後での確認というような話は、必要ないのだろうか。
- （委員）先ほどからの議論を聞いて、血液検査のうちで血色素とか鉄とか、そういうものはある特定の化学物質で異常が出る場合もあり、そういうものの中で、特に今までの経過の中で、そういう化学的な、ケミカルな毒性による貧血が起こっていないかどうかということ一度調べておいたほうがいいのかなどと思っている。
- （座長）その件に関しては、氏家先生に事前にどういうことをしておかなくてはいけないか相談してもらって、それをまたこの基本計画に反映してほしい。
- （県）基本計画に反映できることはするし、細かいことはガイドラインやマニュアルで書くようにする。そこはまた先生といろいろ相談する。
- （座長）それで、それを逆にいうと、またガイドラインに落とすべきで、ガイドラインの中に、今のような話を入れなくてはいけないのかもしれない。
- （県）十分に打ち合わせしたいと思う。
- （座長）よろしく願います。
ガイドラインのほう、資料Ⅱ－３になるが、今、話のあった作業従事者の健康管理の話は、何かもしあればそれをガイドラインとして整備しておく。それは入れさせてもらうが、それ以外に何か、関係するものはあるだろうか。これはまた順次整備していく中で、足りないものがあつたら言ってもらえれば、それに対応していくという格好になると思う。
- （県）はい。一応、上から2つ目の保護具等というところでは、少し分かりにくいと思うので、また用語とかも含めて、どんなガイドラインの名前がいいかなども考えていきたいと思う。

- （座長）先ほどの話は、それよりももうちょっと上位に位置するような話だと思う。
- （県）はい。
- （座長）それから、ガイドラインとして定め、なおかつ、現場の作業者の方々にはもう少し具体的な対応として参照してもらいたいものは、マニュアルとして整備していくというものも必要になってくるし、あるいは、ここに書かれた中のものは、もうマニュアルに近くて、マニュアルに落とし込んでしまったほうが、もうガイドラインなしでいいというものがあつたら、マニュアルにしていくという形でやる。今、ガイドライン項目になっているが、そういう意味では、ガイドライン項目の中の一部はマニュアルになるかもしれないという理解をしておいてもらったほうがいいのかもしれない。
- （委員）もう一つ、除去・除染というのをやることになっていて、この除去・除染をどこでやるか、どういう手順でやるのか。例えば、豊島のことを考えたときに、今までは、高圧洗浄というのは、特殊前処理物処理施設のところでやっていた。どこから壊し始めて、どこが最後に残るのか。それを少し頭の中に入れて具体的には考えないといけなのではないかと思う。極端なことを言うと、そこで出た除染廃棄物を豊島から直島へ持っていくときに、どういうふうに持っていくかという話も、やはり考えておかなければいけない。今の太陽を少し延ばすのかという細かい話だが、その手順も考える。周辺環境モニタリングもどこをやればいいのかという話も出てくるのではないかと思う。
- （県）壊す手順というか、壊す順番にも関わる話だと、私どものほうも認識している。先ほど委員からあつた敷き鉄板の除染等、今までだと特前処理のところでやっているということであれば、つぶしてしまった後どうするのかと考えて、残したほうがいいのかどうかも含めて、施設の撤去の話の大きな話のところになってくると思うので、これはまた管理委員会の先生方にも諮り、助言なりももらいたいと考えている。
- ただ、直島については、有効活用ということで、今、協議をしているところであるので、これについては、申し訳ないが、協議の結果、時期が決まれば、その後については、また違うやり方での処理を考えていかなければいけないと考えている。
- （座長）解体の工程、手順といってもいいのかもしれないが、概略の工程については、本来的にはこの中に入れてほしいと思っているが、なかなか具体的な状況というのが、想定しづらいところもないわけではない。ということで、そのたびにこの基本計画を改定しているとあれなので、別に考えてもらって、まず原案的なもの、イメージとし

てこんなことを現時点では考えているという形のものをつくってほしい。

- （県）解体する順序なりということか。
- （座長）そうそう。
- （県）はい、ほかの施設も含めてということか。
- （座長）ほかの施設とは、どういう意味か。
- （県）豊島の間保管・梱包施設以外の施設の、全体を通した。
- （座長）全体ではなくて、今、ここに対象と挙がっているもので良い。
- （県）はい、分かった。
- （座長）ただ、それ以外のものは、当然、その後どう動かしていくのか、対応していくのかという話をイメージしておかないといけない。それもできないということは、できないのである。ただ、ここ以外のものがどういう順序で解体されるかということは、今のところは考える必要はない。そういう状態で見えていって良いだろう。
それは前の工事計画があって、あの中で大きなくくりでの順序は、ある程度のイメージは出来上がっているが、第1期工事と呼ばれているものの中のこの部分と、それから、そこには挙がっていなかった、直島の間処理施設、その部分については、もう具体化していく時期にきたので、今考えられる工程、順序を少し示しておいてもらう。それは、別の資料で示しておいてもらったほうが良いかなと思う。
- （県）分かった。
- （座長）それから、輸送の話も、原則論の話は書かれているが、それを具体的にどうするのかという話も少し入れておいたらいと思う。
- （委員）周辺環境モニタリングというのは、今やっている環境モニタリングもあるし、ここで特に出てくるのは、除去、それから除染のときの作業環境というわけで、それから、解体のときの作業環境というものもあると思う。だから、いわゆる労働環境としてのものと、一般環境に対するものとは、言葉の定義から分けておいたほうが良いような気がした。

ここでは、言葉の定義としては、周辺環境モニタリングだけが出ていますが、作業環境を重視するのであれば、そこはそこでちょっと別建てしておいて、言葉も別にしていたほうが良いような気がする。

ガイドラインの中では、付着物の除去・除染作業中における作業環境測定というのが、1つ入ってくるが、先ほどの周辺環境モニタリングの中に、これが入ってしまったような、あるいは別なのか、ちょっとわからない。別建てにしておいたほうが、作業環境も重視しているというのがはっきりしていいのではないかという気がした。

- (県) 分かった。
- (座長) そうである。意識的には別なのだろう。
- (県) 意識の中では分かれていたのだが、今、見てもらっている表3は既に18項目もあるので、これを入れていくとすごいことになるなと思った。概略的なものとして、これでもだいぶ多いのですけれども、もう少し分かりやすいものにする。
- (座長) もしあるのであれば、用語の定義の中で作業環境測定というのは、こういう状況のときとこういう状況、要するに、除去・除染作業のときにもある、それから、解体撤去作業のときにもある、という、その2つがあるということを前のほうできちんと明示的に書いておけば、分かりやすくなるのかもしれない。

先ほどの環境モニタリングも同じで、名前はどうか分からないが、環境モニタリングというのは、こういうときにやって、それぞれまた内容は、その作業に合わせて変えていく、対象項目は変えたものになるということを、前の用語の定義に入れてもらって、はっきりさせていけば、文章上のところでつながって書いてあっても、分かると思う。
- (県) はい。
- (座長) この表3では、作業環境測定というのは、2箇所出てくるのか。
- (県) (8)「付着物の除去・除染作業中の作業環境測定及び周辺環境モニタリング」で出てくる。
- (座長) だけど、解体のときには出てこないのか。
- (委員) 解体のときには出てこない。

- （県）きちんと小分けして、もう少し意識して書くようにする。

- （座長）一応、除染が済んでいる状態でやるので、作業環境測定の中身も、解体作業のときはまた違った、そういう意味ではもう少し対象項目が少なくなるかもしれない。あるいは、場所的に限られたところだけ、まだ、非汚染対象になっていないような、汚染が残っているようなところはちゃんとやるとか、そういう書き方になるのかもしれない。

よろしいか。この基本計画は今バージョン1で、皆さんからの意見を含めてもう少しきちんと直すべきところを直して、また次に出てくるときにも、2回目の案という格好になると思う。

- （県）本日の意見を踏まえて、もう一度、直して、2回目の検討会に出す。

- （座長）ちょっと待って、2回目よりも、間に皆さんに回して意見をもらい、それをまた反映させて、3番目の案になるのかもしれないが、2回目の検討会に出すというくらいの、もう少しこまめに見せてもらったほうがいいかもしれない。

- （県）初めてすることなので、丁寧に進めたいとは思っているので、委員長が言ったようなやり方でやっていきたいと思う。

- （座長）だから、2週間後ぐらいには送ってもらうということで、次回検討会はいつか。

- （県）次回は、後で言おうと思ったのだが、10月23日の日曜日でお願いしたいと思っている。少し間が空いてしまうので、イメージとしては、直したものをメールで送るか、先生方に説明に行かせてもらって、意見をもらってというのを何度か繰り返さないといけないかとは思っていた。

- （座長）ああ、そうなのか。

- （県）これからガイドラインやマニュアルを作るにあたっては、まだ何もないところから作るので、いきなり出してというのは、少ししんどいと思っているので、何度かやりとりはさせてほしいと思っているところである。

- （座長）分かった。取りあえずは、2週間ぐらい後には、皆さんのほうに第2案、バ

ージョン2は送ってほしい。

- （県）分かった。2週間後を目途に送る。
- （座長）それで、メールで意見をするか、あるいは県側から聞きに行くかというのは、打ち合わせさせてもらって、それで、また取りまとめする。
- （県）指摘されたところは、できるだけ反映させたものを作りたいと思う。
- （座長）よろしいか。それでは、その上でまた私と事務局と打ち合わせして、その案3、バージョン3くらいを作って、それをまた皆さんのほうに送るかもしれない。少し期間があるものだから、できるだけその間にどんどん詰めて、次回のときには、できれば確定バージョンに近いものにしていきたいと思う。
その過程の中で、ガイドライン、マニュアル、基準、これの整理もどんどん進めて、今と同じようなレベルに達するような状況を次回には作って行ってほしい。
- （県）はい。よろしく願います。

4. 除染方法の検討除染状況の確認に関する調査計画（案）【資料Ⅱ-4】

- （KSK）撤去等の実施にあたり、設備の役割や運転状況などから除染が必要と考えられる設備などについて、可能な限り汚染状況を事前把握するとともに、具体的な除染方法と除染除去の確認方法について、調査を行うものである。調査の時期は、9月までのできるだけ早い時期に実施したいと考えている。試料の採取については、豊島廃棄物等が付着しており、汚染が同程度と考えられる箇所ごと及び材質ごとに、設備等の一部を採取して、試験試料としたいと考えている。ただし、施設が稼働中であり、施設の稼働に支障をきたすわけにはいかないもので、支障のない箇所を選定して、試料採取後は予備の部材と交換する等により補修を実施するというものである。

調査対象の箇所については、豊島側施設の部材について3箇所予定している。3ページ目と4ページ目の添付図面のほうで説明する。豊島廃棄物等の均質化物をダンプトラックに積み込む際の投入ホップの内面のライナーを採取する。材質は金属で、これがまず1つ目の採取箇所である。2つ目については少し見にくいだが、可燃物を切断するための切断機があり、その切断機を通過したものを搬送するベルトコンベアになる。このベルトコンベアの使用済みのベルトの部分について採取する予定にしている。材質はゴムである。3箇所目は、全体を集塵している集塵のラインの中のバグフィルタの内面のケーシングの部分に点検口があるので、その点検口の内側を部分的に採取

することを考えている。この③については、集塵のダストが接触しているということで、この3箇所について採取をしようと考えている。1枚目に戻って説明するが、この3箇所の採取については、いずれも豊島側の施設の稼働に影響のない日曜日を想定しているが、そこで採取しようと考えている。

(3) 除染方法の検討と除染状況の確認については、採取した試料について、ほうきやスコップ等で堆積物を除去するということを実施した上で、表1に示す除染作業を実施する。裏面の2ページ目、想定している除染方法は、4種類考えており、まず1つ目が振動工具等を用いたはつり作業による除染である。2つ目はサンドブラストによって除染する方法、3つ目は高圧水を用いた除染、4つ目が溶剤を用いた拭き取り等による除染、この4つの方法の除染を考えている。

また、1ページ目に戻って、こうした除染を実施した上で、除染前後の表面状態を目視、携帯型の紫外線照射装置、また、携帯型の蛍光X線分析装置によってその表面状態を目視以外の定量的な方法で確認できないかどうかということを検討する予定である。

さらに、分析については、ダイオキシン類、PCB、鉛及びその化合物について、表2に示す測定を行う予定にしている。こちらは先ほど説明があった、特殊前処理物の洗浄完了判定を参考にして、ダイオキシン類については、 10 pg-TEQ/L 、PCBについては、 0.03 mg/L 、鉛については 0.1 mg/L ということで、環境庁告示13号試験に準じた溶出試験を行って、その測定について行うことを考えている。

今後の予定だが、この調査結果をもとに設備等の除染方法について検討することを予定している。また、今回の調査は施設の稼働に支障をきたさない箇所を選定しているので、今後、直島の間接処理施設や含浸の可能性のあるコンクリート構造物である各ピットについても、施設の稼働が停止するタイミングで調査を実施していきたいと考えている。

○ (座長) 除染方法ということで、後ろに挙げられた4つがあるが、今、ここで考えているような豊島側の施設で金属とかゴム、金属表面でもがちがちに何かがついていような状態ではないから、やろうとしているのは、表1の除染の中ではどれを使うのか。

○ (KSK) 今のところ高圧水を用いた除染をしたいとまずは考えている。

○ (座長) ああ、そうなのか。

試料というのは、一部を採取するというが、イメージ的にはどのぐらいの大きさのものなのか。

- (KSK) ライナーの大きさがばらばらではあるが、概ね50cm角程度のライナーで分割されており、その分割されたライナーの予備枚数が何枚かあるので、その枚数分すべてではないが、何枚か採取することを考えている。
- (座長) コンベアを切り出してということで、それに近いぐらいの格好の大きさのものということになるのか。
- (KSK) そうである。コンベアの幅もその程度、だいたい60cmから70cm程度の幅である。
- (座長) バグフィルタのところも同じくらいなのか。
- (KSK) バグフィルタについては、点検口の裏面になるので、それが1箇所だけになるのだが、概ね50cm角程度である。
- (座長) ああ、そうなのか。では、みんなそれぐらいの大きさのもので、それに高圧水を当てて洗浄して測って、その洗浄前後の状態を見るわけか。
- (KSK) はい、そうである。
- (座長) ほかに何かあるか。
- (委員) 先の話なのかもしれないが、これ、ピットというのはコンクリートだろう。ピットだけという前提で話しているが、ほかにないのかというのを少し確認してほしいと思う。要は汚染したものをコンクリートの部分に置いているのは、ピット以外には全然ないのか、それが少し心配である。
- (KSK) 汚染というか、コンクリートを使っているという意味合いでは、水槽の部分である。
- (委員) 例えば、床などにずっと置いていたとか、そういうことはないか。
- (座長) それはない。
- (委員) それはないのか。そういうものがないのかを確認してほしいなど。それに、

コンクリートは結構穴だらけの部材なので、含浸していたらどうやって除るのかというのは、ちょっと難しいのかなという気がしている。

- （座長）例えばはつって、表面だけ外してしまう。
- （委員）はつってしまうとか、そういうので、どのへんまでいっているかというのをもし調査するのであれば、やってほしい。
- （座長）まだ今、使っているので、今はできない。
それはいずれの話として、どこまではつればいいのかというのは、いずれやらないといけない話になるかもしれない。
- （委員）だから、そのへんのことを考えてほしい。
- （座長）まあ、もともとの濃度がそんなに高くない廃棄物なので。
- （委員）そうなので大丈夫だとは思うが。
- （座長）あとは、例えば先ほどくらいの大きさの試験片で高圧水を当てて、そのときどのくらいの水量を洗浄のために使うのかとか、そういうのも、今、実験的な要素で量を変えろというわけにはなかなかいかない、それだけの試料が採れるわけではないかもしれないが、こういうものを積み上げていきながら、できるだけ効率的に対応できるように考えていってほしい。
- （KSK）はい。水の量であるとか、その時間だとかいったところも計測して、仕様等相談しようと思っている。
- （座長）初期の状態、どのくらいそれが存在していたのかというのは、何か判断することはできるか。
- （KSK）すべてのものについては、たぶん難しいかもしれないが、除染前の状態というものを測定としてやろうとは考えている。
- （座長）いや、ただ、それが例えばここで書いてあることをやっても、基本的に定量化が本当にできるのかという話があるから、写真だとかもちろん撮られるのだろうが、そういう意味でなにか。難しい話かもしれないが。

○（委員）先ほど委員が言われた話からいうと、これは有価物としてできるだけ利用するというを考えているので、どういう利用の仕方をするのかによって、ずいぶん違って来るはずである。コンクリートに含浸しているという話で、これをそのまま表面だけ調べれば、まあまあ大丈夫かもしれない。だけど、それを粉碎して最終的に何かに使うとなれば、含浸している下の部分まで調べなければならない。

○（座長）いや、そういう話ではないような気がする。

○（委員）ただ、実際問題として、使うときに影響が出る。

○（座長）だから、ちょっとその話はまた後のことになるかと思うが、私の感覚では、表面が汚染されていないのだったら、下は大丈夫だという考え方を適用していて、だから、もし汚染が含浸しているような表面のところがあるのなら、その部分がどこまでなのかということは調べなければいけないという話になるが、あとは、非汚染物という扱いになってくるのではないか。

少しそのへんのところは後で考え方を整理して、そういう状態の話、今、ここでやろうとしているのは、それではないのだが、そういうものは示していく必要があると思うだと思っている。

よろしいか。それでは、以上で本日の議題は終わりだが、全体を通して何か意見はあるか。

慣れない作業というか、そういう意味では、日本でもそんなにやったことがない話かもしれないなと思いつつ、逆にこういうことをやっておくことが、豊島事業の最終的な局面に当たって非常に重要だと思うのと同時に、豊島事業もそうだったように、ほかの施設の参考になったり、あるいは、豊島事業のときにはこういうことを起こしてはいけないよという参考にしてもらうわけだが、こちらは、いろいろな汚染物を扱ったりしたものを今後、解体撤去したりするときの手順なり、あるいはその基準なりの参考になるのかなと思うので、まあ、出来上がったものをきちんと整理して、まとめた資料にして、環境省にも言ってほしいと思うし、交渉していくということを考えてほしいと思う。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（住民会議）能勢のダイオキシンの焼却炉の後始末に関係があつて、少しそれも含めて言わせてもらう。ひとつ目は、II-2の基本計画のところ、付着物の除染作業の

実施とか、防護具のところだが、作業中のダイオキシン類の濃度が高ければ、保護具だけではなくて、解体する場合に、負圧養生をしなければいけないので、そのへんのことをどう考えるのかと、そこまでしようとすると、労働基準監督署にあらかじめ工事計画を届出をして、指導を仰がないといけないような手続きが必要なので、単に法令遵守ということだけではなくて、もっと計画の中にそういうところも入れる必要があるのではないかというのが1点目である。

2点目は最後に議論のあった、計画の5ページ目の別紙1や別紙2で、区分というものを汚染レベルの1、2、3と書かれているのを、汚染物の区分で1、2、3みたいな形でレベルにするのではなくて、作業現場の、解体現場の濃度区分みたいな形で考える必要があるのではないかというのを、検討してほしいというのが2点目である。

あと、最後の調査計画のところの2ページ目の表1の除染方法と測定項目と基準値と書いてあるのだが、例えばダイオキシンに汚染されたコンクリートなら、表面の部分だけはずって、それを汚染物として処理するというのであれば、今は液体の除染ということで水質の濃度表示になっているが、ダイオキシンの汚染物であれば、3 ng-TEQ/gの管理型最終処分場に埋め立てられるか、埋め立てられないかみたいなどころの基準として、固体の濃度としての基準の評価の方法があると思うので、そのへんを少し検討してもらわないといけない。洗浄水でやれば当然薄くはなるが、それをどこかでまた排水処理をして、ダイオキシンだけ沈殿させて処理をするというようなことをしなければいけなくなると思うので、そのへんをちょっと検討する必要があるのではないかと思った。

○（座長）分かりました。少し考え方の整理が必要だと私は思う。ダイオキシンの濃度の話、固形物の話が出てきたが、固形物として出てくるのは、洗浄の過程で出てくる汚泥サイドに入っているものなのである。コンクリートのほうではない。考え方の整理、そここのところの扱い方をきちんとしておかなければいけないという気がしている。今、特殊前処理物でやっているのも、そういう整理の仕方に対応しているのだろう。

○（県）はい。そのとおりである。

○（座長）それから、作業環境の話というのは、実際に今、作業している環境の話か。

○（住民会議）いや、ではない。

○（座長）いや、だから、それは作業をやってみないと分からない。

- （住民会議）というか、能勢のときは、もう焼却とか全部終わって、最後に解体するときに、ピットの中の濃度を測った。

- （座長）いや、それは分かっている。

- （住民会議）ダイオキシンで一定レベル以上であれば、負圧養生をしたという話である。

- （座長）だから、それは今でも作業環境測定は、ピットなどでは現実にやっている。だから、廃棄物が片付けば、それも少し濃度が下がるかもしれないが、残留廃棄物があるから。環境全体として、それと同じような濃度になっているなという想定はしているわけである。だから、そのベースの上で考えていくという話になるわけである。だから、それなりの汚染はされているとか、そういう状況は想定している。

言われているような状況は、逆にいうと、作業環境としてずっと残り続けるというふうに考えるのか、揮発性のものだったらそういう話になってくるのかもしれないが、一方で、しばらくそういうものが量的にも取り除かれ、実際の作業としては、クレーンなどでの混合作業だとか、投入作業が終わってしまった状態が続いているわけで、そういう意味では、作業環境としてはかなり低濃度になっている。ただ、その元になったような廃棄物が残っているというような状況から出発するから、それが汚染されているという状況は見ている。

その時点で作業環境を測って対応していくということを考えたほうが良いのか。少し何か、そこはどうかかなと思っている。やる前には、作業環境は測っておく必要はありそうなので、作業環境は測る。

- （委員）少し私は思い違いをしたのかもしれないが、直島のほうの溶融関係とか、そういうところの議論に、ここはまだ入っていないだろう。

- （座長）いや、一部入ってしまう可能性はある。

- （委員）一部は入ってしまうのか。だけど、具体的にはまだ全然分からないだろう。どれを残して、どれをどうするかということが決まらない。要はそれが決まってから、問題になってくるのかなと私は思っている。

- （座長）そうそう、焼却炉絡みの話の部分は、直島側なのだが、ただ、豊島のほうにも豊島廃棄物を入れたピットは存在している。

- （委員） うん、それは存在している。
- （座長） その部分の話で、ピットなどは濃度が一部高いところがあるので。ダイオキシンなどの話は、今度は直島のほうが中心になるだろう。
- （委員） はい。
- （委員） 撤去工事をやるときに、濃度が高くなるということはないのだろうか。工事をやるといろいろ。
- （座長） いや、だからまず除染ありきである。今の形のままで除染をするというのを原則にしていきながら、それで、できるだけそういうものを取り除いた後に解体するということである。はつり作業だとか、そういうものをするときにも、既にかんりの部分は、ここに書いてあるような高圧水洗浄だとかそういうもので除染した後はつりなんかをやってもらうという格好になるかと思うので。
だから、できるだけ、作業者なり、周辺環境に配慮した方法を手順としても、ここに挙げた除染作業の手順としても採用していくということになるのではないか。
- （委員） なるほど。今言われたように、除染しているから、もうほとんど抑えられてしまっているということか。
- （座長） 原則は。
- （委員） はい。
- （座長） はい。という話で、もう少し、今、住民会議の言われたような話も考えさせてもらうが、原則論は今申し上げたような方向性で考えているので、そういう事態になったとすれば、空間全体をバキュームするような方向性で解体撤去をやっていくというような方法を考えていかななくてはいけないのかもしれないが、ちょっとそれが、今言われたように、どこが対象なのかというと、きっと直島側の話で、豊島側のほうはあまりないかなと思う。
- （委員） 豊島側にあまりなさそうな気がする。
- （座長） あとは、いいだろうか。

○（県）先ほど申し上げたが、第2回については、10月23日の日曜日である。また13時から開始ということで、よろしく願います。

○（座長）場所はここか。

○（県）同じく京都だが、ここは取れていないので、ガーデンシティ京都というホテルを押さえている。また、案内のほうはさせてもらう。駅の近くで、京都タワーのところの中にあるそうである。

○（委員）そうである、はい。

VI 閉会

○（座長）今日は、長時間にわたりありがとうございました。以上をもって、第1回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会を終了する。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成 年 月 日

議事録署名人

委員

委員